

職場における熱中症防止のためのガイドライン（案）	職場における熱中症予防基本対策要綱 該当箇所	令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱 該当箇所
<p>第1 目的等</p> <p>1 目的</p> <p>本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令とあいまって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症のリスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者等がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことを通じて、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的とする。事業者、作業従事者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第15条第1項で定義するもの。）だけでなく、注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する個人事業者等においても、本ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施することが望ましい。</p>		
<p>2 適用</p> <p>本ガイドラインは、熱中症のおそれのある全ての作業を対象とする。</p>		
<p>3 実施事項</p> <p>事業者等は、第2に基づき、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3から選択して実施することが考えられる。なお、労働安全衛生規則に定められた措置は、実施しなければならないこと。</p> <p>作業従事者についても、自らの作業環境等に熱中症によるリスクがあるかなど、自らで危険予知を行い、可能な範囲でリスクの低減に努めることが求められる。</p> <p>なお、労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、自らの熱中症の発症を予防するために、各種支援を活用しつつ、自らで本ガイドラインに記載の対策を選択し、実施することが望ましい。</p>		
<p>第2 熱中症のリスクの評価</p> <p>1 有害性の要因の特定</p> <p>熱中症のリスクを評価するためには、まず、職場において、熱中症のリスクとなり得る暑熱に関する要因があるかを特定すること。具体的に</p>		

<p>は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体からの熱放散の阻害要因として、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具が、 ・ 身体からの熱産生の上昇要因として、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。 <p>具体的には、職場において、温度や湿度が高くないか、連続した作業をしていないか、通気性や透湿性が低い衣服や呼吸用保護具を着用していないか、身体作業負荷が大きい作業をしていないかなどについて検討するものである。</p>		
<p>2 WBGT 値の把握</p> <p>熱中症の発症リスクを評価するために最も基本となる手法は、WBGT 値の把握である。</p> <p>WBGT 値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数であり、作業場所に WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。</p> <p>WBGT 値の把握に当たり、日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合がある。</p> <p>WBGT 値の把握は、上記日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握（時刻や場所によって気温が変化することを考慮することが望ましい。）を基本とする。その地域を代表する一般的な WBGT 値を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。</p> <p>なお、地域を代表する一般的な WBGT 値は環境省熱中症予防情報サイト等に掲載されている。</p>	<p>第1 WBGT 値（暑さ指数）の活用</p> <p>1 WBGT 値等</p> <p>WBGT (Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度 (単位: °C)) の値は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数（式①又は②により算出）であり、作業場所に、WBGT 指数計を設置する等により、WBGT 値を求めることが望ましいこと。特に、熱中症予防情報サイト等により、事前に WBGT 値が表1-1の WBGT 基準値（以下「WBGT 基準値」という。）を超えることが予想される場合は、WBGT 値を作業中に測定するよう努めること。</p> <p>ア 日射がない場合</p> <p>WBGT 値 = $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$ 式①</p> <p>イ 日射がある場合</p> <p>WBGT 値 = $0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{気温 (乾球温度)}$ 式②</p>	<p>10 各事業場における詳細な実施事項</p> <p>(1) 準備期間中に実施すべき事項</p> <p>ア 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備</p> <p>日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数 (WBGT) が正常に測定されない場合がある。</p> <p>なお、環境省が発表している熱中症特別警戒アラート、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。</p> <p>2) キャンペーン期間中に実施すべき事項</p> <p>ア 暑さ指数 (WBGT) の把握</p>

	<p>また、WBGT 値の測定が行われていない場合においても、気温（乾球温度）及び相対湿度を熱ストレスの評価を行う際の参考にすること。</p>	<p>暑さ指数（WBGT）の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とする。その地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数（WBGT）よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。</p> <p>地域を代表する一般的な暑さ指数（WBGT）の参照： 環境省熱中症予防情報サイト https://www.wbgt.env.go.jp/</p> <p>建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール： 建設業労働災害防止協会ホームページ https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf</p>
<p>3 熱中症リスクの評価・検討 把握した WBGT 値を元に、作業や作業場所の状況に応じ、連続作業時</p>	<p>2 WBGT 値に係る留意事項 表 1－2 に掲げる衣類を着用して作業を行う場合にあつて</p>	<p>(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項 イ 暑さ指数（WBGT）の評価</p>

<p>間、服装、作業の身体負荷を勘案し、熱中症のリスクが大きいかどうかを見積もる。熱中症に関するリスクの見積り、措置の検討は以下のように行うことが考えられる。</p> <p>(1) 熱中症リスクの評価</p> <p>2で示した WBGT 値を把握した上で、実測した WBGT 値は、表 1-1 により身体作業強度の、表 1-2 により衣類の補正を行い、熱中症リスクを正しく見積もる。表 1-1 の WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。</p> <p>なお、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正値を考慮した WBGT 基準値を算出することができないときなど、熱中症の発症リスクがあるときは、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、対策を行うことが望ましいこと。</p>	<p>は、式①又は②により算出された WBGT 値に、それぞれ表 1-2 に掲げる着衣補正値を加える必要があること。</p> <p>また、WBGT 基準値は、健康な労働（作業）者を基準に、ばく露されてもほとんどの者が有害な影響を受けないレベルに相当するものとして設定されていることに留意すること。</p> <p>3 WBGT 基準値に基づく評価等</p> <p>把握した WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第 2 の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。ただし、WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又は着衣補正値を考慮した WBGT 基準値を算出することができないときは、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合と同様に、第 2 の熱中症予防</p>	<p>実測した暑さ指数（WBGT）（必要に応じて別紙表 2 により衣類の補正をしたもの）は、別紙表 1 の WBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もる。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。</p>
--	---	--

	<p>対策の徹底を図らなければならない場合があることに留意すること。</p> <p>上記のほか、熱中症の発症リスクがあるときは、必要に応じて第2の熱中症予防対策を実施することが望ましいこと。</p>	
<p>(2) 熱中症リスクの低減のための措置の検討</p> <p>ア まずは、測定し、補正を行った作業場所の WBGT 値の低減を検討する（作業環境管理）。低減の方法については第3の2を参考に事業場の実情を踏まえて検討する。</p> <p>イ WBGT 値の低減のための措置を行うことができない又は行っても WBGT 値が WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合には、第3の3を参考に事業場の実情を踏まえて作業管理を検討する。</p> <p>ウ 一般に暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており暑さに対する身体の調節機能も低下している高年齢作業従事者や、熱中症の発症リスクに影響を与える可能性のある疾病や障がいを持つ作業従事者については、作業管理の検討の際、作業時間の短縮、身体作業強度の低減等を検討するなど、特に留意すること。</p>	<p>3 WBGT 基準値に基づく評価等</p> <p>把握した WBGT 値が、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。それでもなお、WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある場合には、第2の熱中症予防対策の徹底を図り、熱中症の発症リスクの低減を図ること。</p>	
<p>第3 熱中症のリスクに応じた措置</p> <p>1 労働衛生管理体制の確立等</p> <p>事業場における熱中症防止対策については、衛生委員会、安全衛生委員会又はこれらを設けていない事業場における労働者の意見を聴く機会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要である。また、夏季の対策の効果を、秋季や冬季などに同様の会議体で確認し、次の年の夏季に向けた対策に活用することが望ましいこと。</p> <p>(1) 各種管理者等の選任と役割</p> <p>事業者は、産業医の意見も参考にしながら、衛生管理者（50人未満の事業場では安全衛生推進者又は衛生推進者）を中心に、本ガイ</p>		<p>10(1)</p> <p>キ 労働衛生管理体制の確立</p> <p>事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。</p> <p>現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる</p>

<p>ドラインに掲げる熱中症防止対策について検討させ、以下の（ア）～（ク）に掲げる業務を行わせるとともに、事業場における熱中症防止に係る責任体制の確立を図ること。</p> <p>なお、職長等の現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、5の（1）の教育研修を受けた者等熱中症について必要な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任すること。</p> <p>（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。</p> <p>（イ）WBGT 値の低減対策を検討し、その実施状況を確認すること。</p> <p>（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各作業従事者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる作業従事者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要があること。</p> <p>（エ）朝礼時等作業開始前において作業従事者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。</p> <p>（オ）作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行う。事業者は、評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を検討すること。</p> <p>（カ）職場巡視を行い、作業従事者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。</p> <p>（キ）退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。</p> <p>（ク）熱中症に関する労働衛生教育の状況を確認すること。</p>		<p>場合は、上記の教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、（2）のクに掲げる業務について教育を行う。</p> <p>10（2） ク 熱中症予防管理者等の業務 衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。</p> <p>（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数（WBGT）に加えるべき着衣補正值の有無を確認する。</p> <p>（イ）ウの（ア）の暑さ指数（WBGT）の低減対策の実施状況を確認する。</p> <p>（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化の状況を確認する。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者はプログラムに沿って暑熱順化を行う必要がある。</p> <p>（エ）朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認する。</p> <p>（オ）作業場所の暑さ指数（WBGT）の把握と結果の評価を行う。 評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講</p>
---	--	---

		<p>ずる。</p> <p>(カ) 熱中症のおそれのある労働者を発見した際に連絡を行う担当者や連絡先、措置の手順等について、作業開始前に周知する。</p> <p>(キ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認する。</p> <p>(ク) 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起する。</p>
<p>(2) 作業手順・作業計画の策定</p> <p>夏季の暑熱環境下における作業に対する作業手順・作業計画を策定すること。作業手順・作業計画には、特に新規入職者や休み明け作業従事者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等を十分に考慮した暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要があること。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、作業場の設備、休憩場所、作業従事者の服装等の状況に基づいて実施する対策、労働衛生教育、労働衛生管理体制、あらかじめ定めた緊急時の体制等の状況を十分に踏まえたものとする。</p>		<p>10 (1)</p> <p>イ 作業計画の策定等</p> <p>夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等十分に考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数 (WBGT) に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値 (別紙表 1) を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとする。</p> <p>また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の実施手順を定め、関係労働者に周知する。</p>
<p>(3) 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知</p> <p>事業者は、労働安全衛生規則第 612 条の 2 に基づき、WBGT 値が 28 度以</p>	<p>2</p> <p>(6) 連絡体制の整備</p>	<p>10 (1)</p> <p>ク 緊急時の対応の事前確認等</p>

<p>上又は気温が 31 度以上の場所において継続して 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業（以下「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。報告体制の整備については、作業従事者から電話等による報告を受けることや 6 の（6）の巡視のほか、2 人以上の作業者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理等があげられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。</p> <p>また、事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順や緊急連絡先を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順等を周知させなければならないこと。</p> <p>手順等の作成に当たっては、必要に応じて手順例を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと。</p>	<p>湿球黒球温度（WBGT）が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業（以下 5 において単に「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 612 条の 2 第 1 項に基づき、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。</p> <p>報告体制の整備については、作業従事者から電話等による報告を受けることや（5）の巡視のほか、2 人以上の労働者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた労働者の熱中症のリスク管理等があげられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めるこ</p>	<p>事業場ごとに、あらかじめ、労働者の体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先や所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、朝礼場所や休憩場等の労働者が見やすい場所への掲示やメールでの送付等により周知する。</p>
---	---	--

	<p>とが望ましいこと。</p> <p>5 救急処置</p> <p>熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、労働安全衛生規則第612条の2第2項に基づき、熱中症の悪化の防止に必要な以下の措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこと。</p> <p>(1) 緊急連絡網の作成及び周知</p> <p>労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、労働者の熱中症の発症に備え、あらかじめ、病院、診療所等の所在地及び連絡先を把握するとともに、緊急連絡網を作成し、関係者に周知すること。</p>	
<p>2 作業環境管理</p> <p>(1) WBGT 値の低減</p> <p>事業者は、過去に熱中症による労働災害が発生した場所など、WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、以下に掲げる措置を例として WBGT 値低減対策を講ずること等により、WBGT 値の低減に努めること。</p> <p>ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と作業従事者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。</p> <p>イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。</p> <p>ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備やミストシャワー等による散水設備などを設け、既に設置している冷</p>	<p>第2 熱中症予防対策</p> <p>1 作業環境管理</p> <p>(1) WBGT 値の低減等</p> <p>次に掲げる措置を講ずること等により当該作業場所の WBGT 値の低減に努めること。</p> <p>ア WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。</p> <p>イ 屋外の高温多湿作業場所</p>	<p>10 (1)</p> <p>ウ 設備対策の検討</p> <p>WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。</p> <p>(2)</p> <p>ウ 作業環境管理</p>

<p>房設備等については、その機能を点検すること。</p> <p>なお、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。</p> <p>また、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇や滑りやすくなることに注意すること。</p>	<p>においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。</p> <p>ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備を設けること。</p> <p>また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。</p> <p>なお、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後の湿度の上昇に注意すること。</p>	<p>(ア) 暑さ指数 (WBGT) の低減等 (1) のウで検討した暑さ指数 (WBGT) の低減対策を行う。</p>
<p>(2) 休憩場所の整備等</p> <p>熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効であるため、事業者は、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。休憩場所は、空調設備等を備えていることが望ましいが、場所によっては制約要件があることに留意すること。休憩場所は、以下の点に留意して確保すること。</p> <p>ア 休憩の設備の設置については、作業場の性質により個別に可否を判断されるものであるが、熱中症の予防の観点からは、港湾などの広い場所の場合は、休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましいこと。</p> <p>イ 休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。</p> <p>ウ 休憩場所又はその近隣に空調設備、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる設備又は物品を設けること。</p> <p>エ 電気、水道等のインフラが使用できない場所であっても、日傘や日よけテント等により日陰を作ることなどが有効であること。</p> <p>オ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所の近傍に飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等の備</p>	<p>(2) 休憩場所の整備等</p> <p>労働者の休憩場所の整備等について、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。</p> <p>ア 高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。また、当該休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。</p> <p>イ 高温多湿作業場所又はその近隣に氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。</p> <p>ウ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう高温多湿作業場所に飲料水</p>	<p>10 (1)</p> <p>エ 休憩場所の確保の検討</p> <p>熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効なため作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。</p> <p>10 (2)</p> <p>(イ) 休憩場所の整備等</p> <p>(1) のエで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設け</p>

<p>付け等を行うこと。</p> <p>カ 熱中症のおそれのある作業従事者を発見し、作業離脱、身体冷却を行う際、当該作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合は、休憩する者を一人きりにしないこと。熱中症を発症した作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合に備え、例えば、第3の1の(3)で定めた熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるために整備した緊急連絡先などの体制や、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を休憩室内に掲示することなどが考えられる。</p>	<p>などの備付け等を行うこと。</p>	<p>る。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うことができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さらに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりにしないことや連絡手段を明示する等に留意する。</p>
<p>3 作業管理</p> <p>(1) 作業時間の短縮等</p> <p>第3の1の(2)で検討した作業手順・作業計画に基づき、熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。考えられる熱中症予防対策は、以下のものが考えられること。</p> <p>ア 作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。休憩時間については、表1-1の注3を参考に、WBGT 基準値に応じたものとする。測定した暑さ指数(WBGT)が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定することに留意すること。</p> <p>イ 身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること。</p> <p>ウ 可能であれば、日陰の場所に作業場所を変更すること。</p>	<p>第2</p> <p>2 作業管理</p> <p>(1) 作業時間の短縮等</p> <p>作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮すること、身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること、作業場所を変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。</p>	<p>10(2)</p> <p>エ 作業管理</p> <p>(ア) 作業時間の短縮等</p> <p>(1)のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。</p> <p>測定した暑さ指数(WBGT)が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。</p> <p>① 単独作業を控え、(1)のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。</p> <p>② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。</p>

<p>(2) 暑熱順化</p> <p>高温多湿作業場所において作業従事者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けること。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新規入職者など新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、作業従事者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。その場合は、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底すること。</p> <p>暑熱順化の方法としては、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが挙げられる。特に、新規入職者等に対して他の作業従事者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。</p> <p>なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われることに留意する。</p> <p>暑熱順化の方法の例としては、職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施することが考えられる。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることも可能である。</p> <p>また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、連休後には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行うことも考えられる。</p> <p>暑熱順化ができていない場合には、特に作業時間の短縮を検討すること。なお、いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者を含め夏季に短期間就労する者については、短期での暑熱下での作業を連続して繰り返している場合など、暑熱順化ができていないと確実に把握できた</p>	<p>(2) 暑熱順化</p> <p>高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新たに当該作業を行う場合、又は、長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、労働者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。</p>	<p>る。</p> <p>10(2)エ</p> <p>(イ) 暑熱順化への対応</p> <p>暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。</p> <p>なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する(※)。</p> <p>暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の上、作業を行う。</p> <p>※暑熱順化対応例</p> <p>職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることも可能である。</p> <p>また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GWなどを挟む場合には、休</p>
--	---	--

<p>場合以外は原則として、暑熱順化されていない者として取り扱うことが望ましい。</p>		<p>暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。</p> <p>10(3)イ(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。</p>
<p>(3) プレクーリング WBGT 値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面から冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法を検討すること。また、必要に応じて休憩時間中のプレクーリングも検討すること。</p>		<p>10(2)エ (オ) プレクーリング 暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法がある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討する。</p>
<p>(4) 水分及び塩分の摂取 労働安全衛生規則第617条により、多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けることが義務付けられており、当該作業場では、飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴などを備え付けなければならないこと。</p>	<p>2(3) 水分及び塩分の摂取 自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業</p>	<p>10(2)エ (ウ) 水分及び塩分の摂取 労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取</p>

<p>自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、作業従事者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。また、作業従事者はのどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うこと。</p> <p>作業中における定期的な水分及び塩分の摂取については、身体作業強度等に応じて必要な摂取量は異なるが、作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク又は経口補水液等を20～30分ごとにカップ1～2杯程度を摂取することが望ましいこと。なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業従事者へ周知すること。</p> <p>特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。また、高血圧であって塩分等の摂取が制限される、糖尿病であって糖分等の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する作業従事者については、主治医、産業医等に相談させること。</p>	<p>中の定期的な摂取を指導するとともに、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。特に、加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。</p> <p>なお、塩分等の摂取が制限される疾患を有する労働者については、主治医、産業医等に相談させること。</p> <p>(解説)</p> <p>3 作業管理について</p> <p>(2) 作業中における定期的な水分及び塩分の摂取については、身体作業強度等に応じて必要な摂取量は異なるが、作業場所のWBGT値がWBGT基準値を超える場合には、少なくとも、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム40～80mg/100mlのスポーツドリンク又は経口補水液等を、20～30分ごとにカップ1～2杯程度を摂取することが望ましいこと。</p>	<p>を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。</p> <p>なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業従事者へ周知する。</p>
<p>(5) 服装による身体冷却</p> <p>作業の性質上通気性の確保等が困難ではない場合は、熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、作業の実態に合わせ、送風や送水により身体を冷却する機能を</p>	<p>(4) 服装等</p> <p>熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。</p>	<p>10 (1)</p> <p>オ 服装等の検討</p> <p>熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、</p>

<p>もつ服やヘルメットの中から適切なものを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用すること。</p> <p>なお、身体を冷却する機能をもつ服を着用することは一定程度有効ではあるが、そのみでは熱中症を防止することは困難であるため、他の対策と組み合わせて実施することが望ましいこと。</p> <p>また、作業従事者の安全衛生確保のために、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（表１－２）の必要性を考慮すること。</p>	<p>なお、直射日光下では通気性の良い帽子等を着用させること。</p>	<p>ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。</p> <p>なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数（WBGT）の補正（別紙表２）の必要性を考慮する。</p> <p>10（２）エ （エ）服装等 （１）のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。</p>
<p>（６）作業中の巡視</p> <p>定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、作業従事者の健康状態等（心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況）を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して作業従事者の健康状態を確認すること。また、長時間の単独作業を避け、なるべく短時間にさせること。複数の作業従事者による作業においては、作業従事者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の作業従事者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導すること。また、熱中症の発生しやすさには個人差があるため、単独作業が避けられない場合などは、ウェアラブルデバイス等の導入による作業従事者の状態のリアルタイムでの把握と巡視を組み合わせることを検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましいこと。</p>	<p>（５）作業中の巡視</p> <p>定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、労働者の健康状態を確認し、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行うこと。</p>	<p>10（２）オ （エ）作業中の労働者の健康状態の確認</p> <p>作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討することや体調の定期連絡な</p>

		ど常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましい。
<p>(7) 業種・作業別の対応例</p> <p>作業管理に当たり、業種・作業別の対応例は、以下のものが挙げられる。</p> <p>ア 建設現場をはじめとする屋外作業の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽の位置を考慮して日陰となる場所で作業を行う、早朝から作業を行い、早帰りとすることなどにより直射日光下での作業時間を短縮する ・ 休憩場所まで遠い場合は、移動時間を考慮した休憩時間を設定する <p>イ 運送業などの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日陰でこまめに休憩する。 ・ 自動車運転時に窓を開けて走るなどして車内外の温度差を作らないようにする。 ・ 自転車に給水ボトルを付け、水分摂取を容易にする <p>ウ 重量物の運搬作業など身体作業強度が高い作業を行う場合は、台車、リフターの使用、複数人での作業など1人当たりの身体作業への負荷を下げる。</p> <p>エ 夜間のビルメンテナンス業などで、屋内作業であっても冷房設備が停止している場合は、通気性の良い服装を着用させる、単独作業を避ける。</p> <p>オ 調理場では、グリスフィルターの清掃により排気機能を確保し、温度上昇を抑制する</p> <p>カ WBGT 値が極めて高い傾向にあるビニールハウス、畜舎などの作業は、早朝作業やこまめに日陰で休憩する</p>		
<p>4 健康管理</p> <p>熱中症の発症者については、当日あるいは前日に、睡眠不足、食欲低下、下痢や感冒様症状、全身倦怠感などの比較的軽微な体調変化が先行し、それが暑熱ばく露と重なることで急激に重症化する例が多いため、事業者による健康診断結果に基づく対応のみならず、作業開始前に、当日の体調と異なる点がないか等を確認することや、作業従事者自身の日</p>	<p>第2</p> <p>3 健康管理</p> <p>(1) 健康診断結果に基づく対応等</p> <p>労働安全衛生規則第43条、第44条及び第45条の規定に基づく健康診断の項</p>	<p>10(2)</p> <p>オ 健康管理</p> <p>(ア) 健康診断結果に基づく対応等</p> <p>熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。</p>

<p>常の健康管理が重要である。</p> <p>(1) 健康診断結果に基づく対応</p> <p>労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定に基づく健康診断の項目には、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。</p> <p>また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の作業従事者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。</p> <p>なお、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病は以下のものが挙げられる。</p> <p>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等</p>	<p>目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。</p> <p>また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等の労働者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。</p>	<p>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等</p>
<p>(2) 日常の健康管理等</p> <p>高温多湿作業場所で作業を行う作業従事者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与</p>	<p>(2) 日常の健康管理等</p> <p>高温多湿作業場所で作業を行う労働者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲</p>	<p>(イ) 日常の健康管理</p> <p>当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与える</p>

<p>えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第 69 条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。</p> <p>さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを作業従事者に対して教示するとともに、作業従事者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は作業従事者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者申し出るよう指導すること。</p> <p>また、熱中症の具体的症状について作業従事者に教育し、作業従事者自身が早期に気づくことができるようにすること。</p>	<p>酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、労働安全衛生法第 69 条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。</p> <p>さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを労働者に対して教示するとともに、労働者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は労働者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者申し出るよう指導すること。</p>	<p>おそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。</p>
<p>(3) 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認</p> <p>当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後 1 週間未満の作業従事者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から 4 日以上離れていた作業従事者をあらかじめ把握し、巡視の頻度を増やすなどして当該作業従事者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。作業開始前に、作業従事者に対し、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足等がないかなど、声かけなどをすることが望ましいこと。</p> <p>健康状態または暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。</p>	<p>(3) 労働者の健康状態の確認</p> <p>作業開始前に労働者の健康状態を確認すること。作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して労働者の健康状態を確認すること。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意させること。</p> <p>(4) 身体の状況の確認</p> <p>休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体</p>	<p>(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認</p> <p>当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後 1 週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から 4 日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。</p>

<p>また、休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすること。</p> <p>作業従事者は、作業当日に体調に普段と異なる変化や、睡眠不足等がある場合は、職長等の管理者に申し出ることが望ましいこと。これらの情報を申し出られた事業者は、その情報について、プライバシーに配慮して取り扱うこと。</p>	<p>温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすることが望ましいこと。</p>	<p>健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。</p>
<p>5 労働衛生教育</p> <p>事業場で熱中症防止対策を的確に行うためには、対策に関わる熱中症予防管理者や職長、作業従事者に対し、熱中症に係る労働衛生教育を行うことが望ましい。なお、教育の実施時期については、雇入れ時教育の機会に行うなど、事業場の実情を踏まえたものとする。また、簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましいこと。</p> <p>教材は、厚生労働省が運営しているポータルサイトに掲載しているものも活用できること。なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用すること。</p> <p>(1) 熱中症予防管理者労働衛生教育（必要に応じて衛生管理者や安全衛生推進者も受講することが望ましい。）</p> <p>(2) 職長等現場で作業従事者を指揮する者向け教育</p> <p>(3) 作業従事者向け教育（短時間で、繰り返すことが望ましいこと。）</p> <p>※表は省略。</p>	<p>4 労働衛生教育</p> <p>労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。</p> <p>(1) 熱中症の症状</p> <p>(2) 熱中症の予防方法</p> <p>(3) 緊急時の救急処置</p> <p>(4) 熱中症の事例</p> <p>なお、(2)の事項には、1から4までの熱中症予防対策が含まれること。</p>	<p>10(1)</p> <p>カ 教育研修の実施</p> <p>各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。</p> <p>教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」に掲載されている「熱中症予防スイッチ・オン その行動、その習慣が、いのちを守る 自分でできる7つのこと」等の動画コンテンツ、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。</p> <p>なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。</p> <p>10(2)</p> <p>カ 労働衛生教育</p> <p>(1)の力の教育研修について</p>

		<p>は、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。</p>
<p>6 異常時の措置</p> <p>熱中症を疑わせる具体的な症状については表2の「熱中症の症状と分類」を参考にすること。</p> <p>熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、必ず、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。</p> <p>なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしてもためらわずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行うこと。判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにせず、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、十分に涼しい休憩所に避難させた上で必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）や経口補水液などの水分・塩分を摂取させる、作業着を脱がせて水をかけて全身を急速冷却すること、アイスバスに入れること、ミストファンを当てることや、濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てる等により効果的な身体冷却に努めること。この間、容態が急変する可能性があることから、熱中症を生じたおそれがある作業従事者を一人きりにすることなく、他の作業従事者等が見守ることが重要であること。</p> <p>熱中症を疑わせる症状としては、ふらつき、発汗、けいれん、めまい、頭痛などが挙げられるので、5の（3）の労働衛生教育で作業従事者に周知すること。</p>	<p>5</p> <p>（2）救急措置熱中症を疑わせる症状が現われた場合は、救急処置として涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。また、必要に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。</p> <p>（解説）</p> <p>5 救急処置について</p> <p>熱中症を疑わせる具体的な症状については表2の「熱中症の症状と分類」を、具体的な救急処置については図1及び図2の「熱中症の救急処置（現場での応急処置）」を参考に事業場の実態に即したものとすること。</p>	<p>10（2）</p> <p>キ 異常時の措置</p> <p>本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても躊躇わずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）、水分、塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。</p> <p>10（3）</p> <p>オ 異常時の措置</p> <p>（2）のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、事前に周知されている担当者に連絡</p>

		を行い、あらかじめ定められた措置の実施手順に従い対処すること。なお、判断に迷う場合は、#7119等を活用することも有効である。
<p>7 その他</p> <p>(1) 実施時期</p> <p>当年の気温上昇の状況や地域差にもよるが、概ね4月中までに、夏季に「第2 熱中症のリスクの評価」、第3の「1 労働衛生管理体制の確立等」、「2 作業環境管理」、「3 作業管理」、「4 健康管理」、「5 労働衛生教育」が円滑かつ継続的に実施できるよう準備することが望ましいこと。</p> <p>特に、気温が急激に上昇する時期や、猛暑日などは、熱中症の発症リスクが高くなる傾向があることから、作業従事者に対して、いつも以上に注意喚起することが重要である。</p>		
<p>(2) いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について</p> <p>いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者も労働者であり、当然に安衛則第612条の2で定めた体制や手順の周知対象である上、雇入れ時教育の対象ともなる。そのため、当該労働者を使用する事業者は、特に夏季においては、これらの労働者に対しても、法令や本ガイドラインに基づく措置を行うこと。</p>		
<p>(3) 注文者や作業場所管理事業者による配慮</p> <p>仕事を他人に注文する者については、特に夏季の屋外作業においては、熱中症のおそれのある作業となる可能性が高いことから、経費や工期・納期について配慮することが望ましいこと。</p> <p>また、注文者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩や水分補給をする可能性があることについて理解することが重要である。</p> <p>作業場所管理事業者については、そこで作業する作業従事者が熱中症を発症した際は、当該作業従事者の緊急連絡先や医療機関に連絡することが望ましいこと。そのためには、作業従事者は、緊急連絡先を着用している服の分かりやすいところに貼るなど、工夫することが重要である。</p>		

<p>また、作業場所管理事業者は、そこで作業をする事業者から休憩場所について要望等を受けた場合は、誠実に協議して適切に対応することが望ましいこと。</p> <p>併せて、注文を受けた者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩等する可能性があることについてはあらかじめ注文者や作業場所管理事業者に対して伝達することが望ましいこと。</p>		
<p>(4) 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について</p> <p>労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、熱中症による重篤化の防止のためには、熱中症の症状を自覚したときの連絡先や手順を自ら決定して対応するなど、本ガイドラインを参考に自ら熱中症防止に取り組むことが必要であることに留意すること。なお、熱中症の症状を自覚したときの連絡先としては、#7119などが考えられること。</p> <p>また、作業従事者向けの教材や、元方事業者などから配布される資料などを用いて、繰り返し自ら熱中症の症状や防止対策などの知識を習得することが重要である。</p>		